

(別添)

平 27 長寿社会第 961 号

平成 28 年(2016 年)3 月 1 日

各指定通所介護事業所の管理者 様

長寿社会課長

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について (通知)

平素より、本県の高齢者保健福祉行政の推進について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、当県ではこれまで、通所介護における機能訓練に関する加算(個別機能訓練加算等)を算定しない場合は、生活相談員や介護職員が機能訓練指導員を兼務することで可としており、有資格者の配置までは求めていませんでしたが、このたび、改めて厚生労働省に解釈の再確認を行った結果、全ての通所介護事業所に有資格者の機能訓練指導員を1以上配置する必要がある、との回答を得ました。

つきましては、今後、当県における通所介護の機能訓練指導員の配置要件を下記のとおり取り扱うことといたします。

【参考】

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置については、厚生労働省基準省令において1以上の配置が求められ、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。」と定められています。

また、指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護の解釈通知において、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

記

▽ 山口県内(※1)における指定通所介護事業所について (今後新たに指定を受ける事業所を含む)

- 1 県内全ての通所介護事業所において、有資格者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者）である機能訓練指導員1以上を必置とします（※2）。
- 2 有資格者の確保及び周知期間として、H28.3.1 から約1年間の経過措置期間を設けております（H28.3.1～H29.3.31）。
- 3 機能訓練指導員として、有資格者が1以上配置されていない場合は、H29.3.31までに配置を行い、指定事項等変更届等を以て所管の県又は市へ届け出てください。
- 4 当該期間終了後に、有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合につきましては、人員基準欠如として指導対象とし、人員基準欠如の解消がなされない場合は指定更新を行いませんのでご注意ください。

※1 下関市については、既に有資格者を必置としているため、市の指導に別途従ってください。

※2 機能訓練指導員の配置について、「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定められておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数をご検討いただいた上、適切な配置をお願いいたします。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記【参考】中のただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

以上